

(別紙 1)

秋田市国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物等が倒壊する

①宅地および住宅・建築物等の耐震化【都市整備部】

- ・災害時の安全確保のため、生活の拠点である宅地および住宅・建築物等の耐震化を推進する必要がある。
- ・多数の者が利用するなどの特定建築物（※）について、災害時の安全確保のため、耐震化を推進する必要がある。

※「特定建築物」

「建築物の耐震化の促進に関する法律」第 14 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号による建築物

- ・危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、除却・改修等を推進する必要がある。
- ・狭あい道路は、住宅等の倒壊による道路閉塞や人的被害の危険性が高いことから、狭あい道路の解消を推進するとともに、沿道の住宅等の耐震化を促進する必要がある。
- ・すべての市営住宅について耐震性が確認されているが、入居者が安心・安全に暮らせるよう、適切な維持管理や修繕を行うとともに、「公営住宅等ストック総合改善事業」により、計画的な改善事業を行う必要がある。

②公共建築物の耐震化【都市整備部】

- ・公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。
- ・特定建築物以外の公共建築物についても、利用者の安全確保ならびに災害時の機能確保のため耐震化を推進する必要がある。
- ・公共建築物の利用者の安全確保のため、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の耐震化を推進する必要がある。

③学校の改修【教育委員会】

- ・学校の耐震化は、平成 28 年度中に完了しているが、破損により児童・生徒などに危害を与える外壁等の施設・設備について、継続して改修が必要である。

④公共施設（観光施設・体育施設等）の耐震化【観光文化スポーツ部、教育委員会】

- ・公共施設の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。

⑤社会福祉施設等の耐震化【福祉保健部、子ども未来部】

- ・社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある。

⑥指定文化財・史跡の耐震化【観光文化スポーツ部】

- ・国指定文化財は、建築基準法の適用から除外され、県・市指定は適用除外の対象になり得るが、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する必要がある。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

⑦都市基盤の整備【建設部、都市整備部】

- ・建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、街路（都市計画道路）整備や土地区画整理事業等の都市基盤整備を一層推進する必要がある。
- ・土地の高度利用を図り災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を促進する必要がある。

⑧空き家対策【総務部、都市整備部】

- ・所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されるため、適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。
- ・災害発生時に倒壊等が懸念される管理不全な空き家の発生を未然に抑制するため、所有者への啓発や相談体制等を充実させるとともに、空き家の利活用を促進する必要がある。

⑨市営住宅の整備等【都市整備部】

- ・住民の地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、市営住宅の整備を一層推進する必要がある。

⑩災害時に役立つ公園づくり【観光文化スポーツ部、建設部】

- ・地域防災への貢献および来園者の安全確保の観点から、長寿命化計画に基づき老朽化対策等を一層推進する必要がある。
- ・地震時において、都市公園等は避難路や避難場所、延焼遮断帯等の役割を担うことから、都市公園等の新設整備のほか、園路等のバリアフリー化や既存施設の老朽化対策など、災害時に役立つ公園づくりを進める必要がある。

【想定】家具類の転倒により負傷する

⑪地震に備えた室内安全対策【総務部】

- ・家庭や事業所における室内安全対策は、揺れによる家具類の転倒から身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難につながることから、より一層の普及啓発に取り組む必要がある。

【想定】火災から逃げ遅れる・負傷者が発生する

⑫住宅用火災警報器の適正な維持管理【消防本部】

・各住宅における住宅用火災警報器の設置から相応の年数が経過し、機器の劣化による機能低下が予測されることから、機器の更新を含めた適正な維持管理の啓発に取り組む必要がある。

⑬火災予防の普及啓発【消防本部】

・火災の発生は、被害を急激に拡大させることから、火災予防の普及啓発に取り組む必要がある。

⑭火災調査体制の整備【消防本部】

・火災の発生にはある程度の類似性があり、火災に関する情報を事前に提供し、類似火災の防止と被害の軽減を図るため、調査体制の整備に取り組む必要がある。

⑮予防査察業務の強化【消防本部】

・防火対象物における火災は、人命危険が大きいことや社会に与える影響が大きいことから、予防査察の強化に取り組む必要がある。

⑯応急手当の普及啓発【消防本部】

・大規模災害発生時における傷病者への対応は、消防機関による対応が行き届かないことが予想されることから、市民への応急手当の普及啓発に取り組む必要がある。

⑰通報要領の普及啓発【消防本部】

・大規模災害発生時には、119番通報が錯綜（さくそう）した状況となる。災害の際に、冷静かつ適確に通報するためには、平時における模擬通報体験が効果的であることから、119番出前講座を推進する必要がある。

【重要業績指標】 目標値

①住宅の耐震化率

約 117,500/136,300 戸 86.2% (H30) ⇒ 約 121,100/134,600 戸 90% (R5)

①特定建築物の耐震化率

1,050/1,132 棟 92.8% (H30) ⇒ 1,071/1,139 棟 94% (R5)

②公共特定建築物(市)の耐震化率

448/450 棟 99.6% (H30) ⇒ 450/450 棟 100% (R5)

③小中学校の耐震化率 100%(H28)

⑦都市計画道路（環状道路等）の整備率

100,043/112,100m 89.2% (H30) ⇒ 91.0% (R5)

⑦秋田駅東第三地区土地区画整理事業

・道路事業（都市計画道路明田外旭川線外）、住宅地市街地総合整備事業
施行地区内の居住人口 3,450 人 (H30) ⇒ 3,450 人 (R5)

・都市再生区画整理事業

緊急車両進入困難地域の宅地割合の減

6,426 m²/10,540 m² 61% (H30) ⇒ 3,894 m²/10,540 m² 37% (R5)

⑦秋田駅西北地区土地区画整理事業

- ・道路事業（都市計画道路千秋山崎線外）
 施行地区内の居住人口 1,250 人(H30) ⇒ 1,250 人(R5)
- ⑧空き家定住推進事業を活用し、空き家を利活用した累計件数
 17 戸(H30) ⇒ 100 戸(R5)
- ⑨市営住宅等の建築後 3 5 年以上経過し、かつ外壁改修後 2 5 年以上経過している中高層の住棟のうち、外壁等を改修し、安全性の確保や長寿命化を図った割合
 0/13 棟 0%(H30) ⇒ 10/13 棟 76.9%(R5)
- ⑩都市公園のバリアフリー化率 137/206 公園 66.5%(H30) ⇒ 74.2%(R5)
- ⑮重大違反对象物数 25 件(H30) ⇒ 0 件(R5)
- ⑯救命講習の年間実施回数 165 件(H30) ⇒ 200 件(R5)

最悪の事態 1-2 大規模津波による死傷者の発生

【想定】津波到達までに逃げ切れない

①津波ハザードマップの周知【総務部】

- ・浸水の範囲や避難場所等の情報を掲載した「秋田市津波ハザードマップ」について、防災教育・防災講話を通じて活用するとともに、地域における避難計画の作成を促す必要がある。

②津波避難計画の周知【総務部】

- ・平成 31 年 3 月に作成した「秋田市津波避難計画」において、避難のために必要な津波到達時間や留意事項を示しており、特に避難困難地域に周知し、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。

③津波避難標識の整備【総務部】

- ・津波からの避難を円滑にするため、避難標識の整備を進める必要がある。

④津波避難ビルの指定【総務部】

- ・津波から避難するため、緊急的に使用できる津波避難ビルの指定を進める必要がある。

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

①市管理河川の治水対策【建設部】

- ・洪水を安全に流下させるために、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

②洪水ハザードマップの作成および周知【総務部】

- ・改正水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした「秋田市洪水ハザードマップ」を作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。

③施設における避難確保計画の作成報告の推進（洪水）【総務部、福祉保健部、子ども未来部、教育委員会】

- ・避難確保計画の作成が義務化された施設における計画作成および報告の推進を図る必要がある。

④避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害）【総務部】

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて随時見直し、更新する必要がある。

⑤避難情報の周知【総務部】

- ・災害時に住民へ避難情報をわかりやすく伝えるため、平素から避難情報のしくみや避難のタイミングを周知する必要がある。

⑥タイムラインの活用【総務部】

- ・安全に避難することができるようにタイムラインを活用する必要がある。

⑦重要水防箇所の巡視強化【総務部】

- ・平素から大雨時に水害の発生のおそれのある重要水防箇所について、関係機関とともに巡視を強化する必要がある。

⑧水防資器材の整備【総務部】

- ・水害に備え水防資器材の整備を行う必要がある。

⑨内水ハザードマップの作成および周知【上下水道局】

- ・内水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。

⑩下水道整備による雨水の排除【上下水道局】

- ・下水道を整備し、雨水を排除する必要がある。

【重要業績指標】

③洪水時の避難確保計画の報告率 85/228 施設 37.2%(R1) ⇒ 100%(R3)

⑨都市浸水対策達成率

3,720.9/7,442.0ha 50.0%(H30) ⇒ 3,760.7/7,442.0ha 50.5%(R5)

最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

【想定】土石流や崖崩れに巻き込まれる

①土砂災害への対策【建設部、都市整備部】

- ・急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しな

がら一層推進する必要がある。

- ・土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域等から安全な場所への住宅の移転等を促進する必要がある。

②土砂災害ハザードマップの作成および周知【総務部】

- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成・周知し、対象区域の住民の警戒避難体制等を確立する必要がある。

③施設における避難確保計画の作成報告の推進【総務部、福祉保健部、子ども未来部、教育委員会】

- ・避難確保計画の作成が義務化された施設における計画作成および報告の推進を図る必要がある。

④避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）【総務部】

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて随時見直し、更新する必要がある。

【重要業績指標】

- ①土砂災害特別警戒区域等からの移転（単年度の事業戸数）1戸（H30）⇒5戸（R5）
- ③土砂災害に関する避難確保計画の報告率 2/37施設 5.4%（R1）⇒100%（R3）

最悪の事態 1-5 暴風雪および豪雪による死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

①道路除雪等による冬期の交通確保【建設部】

- ・市は、国・県と相互に連携し、それぞれの除雪計画を見直しするなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的な除雪機械の更新や除雪業者の効率的・効果的な配置等を進め、除雪体制の強化を推進する必要がある。
- ・防雪柵等の雪害対策施設の整備を進めており、冬期の安全・安心な交通環境の確保のため、地吹雪の恐れのある箇所への対策施設整備や老朽化した既存施設の更新等を推進する必要がある。

【重要業績指標】目標値

- ①雪寒機械の更新（～R5）
（凍結抑制剤散布車4台、小型ロータリ2台、除雪グレーダ2台）

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】関係機関の情報が途絶する

①関係機関等による情報共有体制の強化【総務部】

- ・災害時の被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、平素から連絡体制を強

化する必要がある。

- ・大規模災害を想定した防災訓練等を通じ、情報収集・情報共有体制の強化を図る必要がある。

②秋田県総合防災情報システムによる情報伝達体制の維持【総務部】

- ・秋田県総合防災課と市町村、消防、自衛隊、地域振興局など防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」により、情報伝達体制を維持する必要がある。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の維持【総務部】

- ・一般電話回線や秋田県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、Ｌアラートによるメディアへの情報配信機能、関係機関との情報共有機能等を持つ「秋田県情報集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制を維持する必要がある。

④防災行政無線移動系通信システムの活用【総務部】

- ・災害時に有効な情報伝達手段である防災行政無線を活用するため、訓練を実施する必要がある。

⑤災害対策本部情報システムの活用【総務部】

- ・災害時においてシステムが効果的に機能するよう計画的に更新し、訓練を実施する必要がある。

⑥ヘリコプター映像による災害情報の収集【総務部】

- ・国土交通省からヘリコプター映像の提供を受け、災害時の被害の状況を迅速に収集・共有する必要がある。

【想定】住民へ情報伝達ができない

⑦Ｊアラートによる情報伝達手段の維持【総務部】

- ・「全国瞬時警報システム」（Ｊアラート）の自動起動により住民への迅速かつ確実な情報伝達を行うため、定期的な運用試験等による受信・伝達体制を維持する必要がある。

⑧避難情報等の伝達手段の整備【総務部】

- ・住民への避難情報等の伝達手段として、防災ネットあきたや緊急告知ラジオのほか、大規模災害時における停電等の事態に備え、複数の伝達手段を継続的に整備する必要がある。

⑨住民等への災害情報の伝達手段の確保【総務部】

- ・住民等へホームページやツイッター・フェイスブック等のＳＮＳにより災害情報等を提供しており、今後も効果的に情報を提供するため、伝達手段の確保に努める必要がある。

⑩避難情報の周知【総務部】

再掲 1-3⑤（避難情報の周知）【総務部】

- ・災害時に住民へ避難情報をわかりやすく伝えるため、平素から避難情報のしくみや避難のタイミングを周知する必要がある。

⑪緊急告知ラジオの普及【総務部】

- ・避難情報等を迅速に発信する手段として、町内会や自主防災組織等に緊急告知ラジオを貸与する必要がある。

⑫避難勧告等の発令基準等の策定

再掲 1-2②（津波避難計画の周知）【総務部】

- ・平成31年3月に作成した「秋田市津波避難計画」において、避難のために必要な津波到達時間や留意事項を示しており、特に避難困難地域に周知し、地域の避難計画の作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。

再掲 1-3④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害、高潮災害））【総務部】

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害、高潮災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて随時見直し、更新する必要がある。

再掲 1-4④（避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害））【総務部】

- ・避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を、国のガイドラインの変更等に合わせて随時見直し、更新する必要がある。

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する

①自主防災活動の充実および強化【総務部】

- ・自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。

②地域の防災・避難訓練の実施【総務部、消防本部】

- ・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施する必要がある。

③多様な主体が参画する防災訓練の実施【総務部、消防本部】

- ・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、県、市、防災関係機関および住民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する必要がある。

④地区防災計画の策定推進【総務部】

- ・地域の住民による地区防災計画の策定を推進する必要がある。

⑤防災講話等の実施【総務部】

- ・住民等の防災意識向上を図るため、防災講話等を実施する必要がある。

⑥防災啓発DVD等の貸し出し事業の周知【総務部】

- ・住民等への防災啓発のためDVD等の貸し出し事業を周知し、地域住民が自ら防災意識を高められるようにする必要がある。

⑦マイタイムラインの普及【総務部】

- ・住民が自ら避難行動が行えるように、マイタイムラインを普及する必要がある。

⑧学校における防災教育の充実【教育委員会】

- ・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を進める必要がある。

【想定】自力で避難できない方が逃げ遅れることで死傷者が発生する

⑨災害時要援護者の個別避難支援プランの作成【福祉保健部】

- ・町内会等が自力で避難できない災害時要援護者の避難を支援できるよう、個別避難支援プランを計画的に作成する必要がある。

【重要業績指標】

①自主防災組織率 759／1,021 組織 74.3% (H30) ⇒ 76.6% (R5)

⑧地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合
23／66 校 34.8% (H30) ⇒ 27／66 校 40.0% (R5)

⑨個別避難支援プラン作成数 1,364 件 (R1) ⇒ 2,150 件 (R5)

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

最悪の事態 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する

①共同備蓄物資の計画的な整備【総務部】

- ・市は、県と連携した「共同備蓄品目」を整備し、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。
- ・共同備蓄品以外の必要な物品について、計画的な備蓄が必要である。

②民間事業者との物資調達協定の締結【総務部】

- ・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結等に努める必要がある。

【想定】救援物資が届かない

③自助による備蓄の促進【総務部】

- ・水・食料等の備蓄について、地域住民や自主防災組織等に対し、最低3日分の備蓄を働きかける必要がある。

④避難所備蓄の促進【総務部】

- ・災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【総務部】

- ・災害時の物資輸送および保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結等に努める必要がある。

⑥物資集積拠点の指定【総務部】

- ・地域防災計画において、救援物資が必要となる大規模災害時には、物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点をそれぞれ指定する必要がある。

⑦物資応援体制の構築【総務部】

- ・大規模災害時には、備蓄物資や協定締結事業者からの提供物資のほか、国からのプッシュ型支援による大量物資の輸送が想定されるため、これらの支援に対応できるよう受入体制を構築する必要がある。

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】孤立可能性のある地区を把握できない

①孤立するおそれのある地区の現状把握【総務部】

- ・災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を把握する必要がある。

【想定】孤立地区の被害状況を把握できない

②通信手段の確保【総務部】

- ・通信の途絶が想定される地区に携帯電話等の通信手段をあらかじめ確保する必要がある。

【想定】孤立状態が解消できない

③孤立予防対策

再掲 1-3 ①（市管理河川の治水対策）【建設部】

- ・洪水を安全に流下させるために、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

再掲 1-4 ①（土砂災害への対策）【建設部、都市整備部】

- ・急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら一層推進する必要がある。
- ・土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域等から安全な場所への住宅の移転等を促進する必要がある。

再掲 4-1 ②（道路施設等の防災・老朽化対策）【建設部】

- ・橋梁等の道路施設について、法令に基づく定期点検を実施しており、策定した各施設の長寿命化修繕計画に従い、老朽化対策を実施する必要がある。
- ・災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の架替等を推進する必要がある。
- ・災害時の電柱倒壊等による道路閉塞を回避するため、幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。

④電力の確保【総務部】

- ・孤立するおそれのある地区に、発電機の配備を進める必要がある。

⑤緊急物資の備蓄【総務部】

- ・孤立するおそれのある地区に、飲料水、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。

【重要業績指標】

- ③無電柱化整備延長 10.6km(H30) ⇒ 12.0km(R5)

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

【想定】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

①消防施設等の機能維持【消防本部】

- ・消防庁舎の損壊等により施設の機能が失われる可能性があることから、施設の耐震化等、災害時における消防機能の維持に努める必要がある。

②消防施設等における燃料の確保【消防本部】

- ・消防施設および消防車両の燃料の不足が予想されることから、災害時における燃料の調達手段を調整しておく必要がある。

③消防水利の整備（耐震性貯水槽の新設、消火栓の新設、修理、本体更新）

【消防本部】

- ・老朽化や被災により使用できない消防水利が多数発生することが予想されるため、維持管理や計画的な更新、水利の適正配置を検討し、災害に強い水利を確保する必要がある。

④指令業務の機能維持【消防本部】

- ・大規模災害発生時には、指令システムの機能障害発生による119番通報の不通と各署への指令障害が発生する。指令システムの障害レベルにより適切な対応が変わるため、事前に障害レベルに合わせた対応を習熟する必要がある。

⑤災害対応資機材および装備品の整備【消防本部】

- ・災害対応資機材および装備品が不足する可能性があることから、計画的に整備する必要がある。

⑥感染症対策資機材の整備【消防本部】

- ・感染症の蔓延に伴い防護服等の資機材が不足することが予想されることから、計画的に資機材を整備する必要がある。

⑦消防団装備の充実強化【消防本部】

- ・消防団装備品の損傷等による不足が懸念されることから、装備品の改善や計画的な更新を行う必要がある。

【想定】応急活動を行う人員が不足する

⑧消防団への加入促進【消防本部】

- ・社会情勢の変化等により消防団員数が減少傾向にあるため、積極的な広報活動により消防団員の加入促進を図る必要がある。

⑨消防団員の技術力の向上【消防本部】

- ・地域防災力の中核を担う消防団員の教育訓練を継続的に実施し、知識、技術の習得や資質向上を図る必要がある。

⑩津波災害時の消防団員の安全確保【消防本部】

・津波災害時には、消防団員の活動要領に基づき現場活動を行うなど、安全確保を図る必要がある。

⑪訓練等による災害救助技術の向上【消防本部】

・大規模災害発生時には、関係機関との連携が必要となることから、大規模災害を想定した合同訓練を定期的実施する必要がある。

⑫救急業務体制の強化【消防本部】

・大規模災害時における傷病者の増大に対し、救急隊の不足が予想されることから、救急業務体制の強化を図る必要がある。

⑬活動支援体制の整備【消防本部】

・長期化する大規模災害時において、後方支援体制がなければ活動を継続することができないため、活動隊員の人員交代、食料調達、資機材調達等の活動隊員の支援を行う体制を整備する必要がある。

⑭緊急消防援助隊の計画的な整備【消防本部】

・大規模災害発生時など、現有の消防力では対応困難な場合に備え、平時から「緊急消防援助隊」による全国の消防機関相互の援助体制が構築されており、本市でも災害時の効率的な受入体制を整備する必要がある。

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

【想定】災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する

①帰宅困難者等の対策【総務部、観光文化スポーツ部】

・災害時における帰宅困難者の発生予想に基づき対策を講ずる必要がある。
・秋田駅での輸送混乱時の施設使用について、東日本旅客鉄道株式会社秋田駅との覚書（平成18年12月）に基づき、緊急連絡網の更新や情報伝達訓練を行うなど、非常時に円滑に行えるよう準備する必要がある。

【想定】避難所等が被災して使用できない

②避難所となる学校施設の防災機能の確保【教育委員会】

・避難所となる学校施設において、災害時にも安全に使用するための施設改修が必要である。

③都市公園における避難場所機能の確保【観光文化スポーツ部、建設部】

・広域避難地としての機能を確保していくため、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める必要がある。
・避難場所に指定されている都市公園を中心に、園路等のバリアフリー化や長寿命化計画に基づく既存施設の老朽化対策を進める必要がある。

【想定】指定避難所で生活が困難な方の受入先がない

④福祉避難所の指定【福祉保健部】

- ・一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を指定する必要がある。

【想定】避難所等において環境不良から疾患等が発生する

⑤避難所等の環境整備【総務部、市民生活部】

- ・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」（内閣府）に基づき、バリアフリー化、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応などの要配慮者が求める支援を推進する必要がある。

【想定】福祉避難所の円滑な開設・運営ができない

⑥福祉避難所開設・運営マニュアルの策定【福祉保健部】

- ・災害時における要援護者の受入体制の円滑な運営ができるよう「福祉避難所開設・運営マニュアル」を策定する必要がある。

【想定】避難所外の避難者を把握できない

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【総務部】

- ・指定された避難所以外の場所に滞在する被災者への支援を行う必要がある。

【重要業績指標】

- ③都市公園のバリアフリー化率 137/206 公園 66.5% (H30) ⇒ 74.2% (R5)

最悪の事態 2-5 医療施設および関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

【想定】被災地での医療救護活動が滞る

①災害医療に対応する医療機関および医療従事者の調整【保健所】

- ・医療機関の情報収集に努めるとともに、市医師会等の協力のもと医療救護班の編成を行い、救護所を設置する必要がある。
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れについて、県および関係機関との密接な連絡体制のもと速やかに対応する必要がある。

②地域災害医療コーディネーター等の配置【保健所】

- ・地域災害医療コーディネーターおよび地域災害医療連絡調整員からなるコーディネーターチームが、市災害対策本部保健部に対し、適切な医療体制の構築への助言、医師・看護師等の医療スタッフの配置、患者収容先医療機関の確保等の医療活動について立案し活動を調整することとしている。

【重要業績指標】

- ②地域災害医療コーディネーター等との会議や研修会 2回 (H30) ⇒ 2回 (R5)

最悪の事態 2-6 感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

①感染症等の発生およびまん延防止のための平時からの予防接種促進【保健所】

- ・衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、平時からの予防接種を推進する必要がある。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設および職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

①全庁における業務継続体制の強化【全部局】

- ・業務継続計画において、課所室等ごとの応急業務および優先継続業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について定める必要がある。

【想定】市有施設等が倒壊する、又は被害により使用できない

②市庁舎および市有施設等の維持管理【総務部、市有施設所管部局】

- ・市庁舎および市有施設等の適切な維持管理を行う必要がある。
- ・代替施設を検討・準備する必要がある。

③執務環境の整備【総務部、市有施設所管部局】

- ・什器の転倒による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。

【想定】市内の大部分で長時間停電する

④停電時の行政機能の確保【総務部、市有施設所管部局】

- ・本庁舎において、5日間を超える長時間の停電に備える必要がある。
- ・主要な市有施設等に自家発電装置を設置し、業務を行う必要がある。

⑤非常用電源等の確保【総務部、市有施設所管部局】

- ・本庁舎および主要な市有施設等は、停電時において、使用する電源容量に制限があることから、使用する機材を限定する必要がある。

目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

【想定】地域交通ネットワーク等が寸断される

①道路施設等の整備【建設部】

- ・災害時の道路交通ネットワークを確保するため、幹線道路等の整備を推進する必要がある。
- ・災害時に安全・安心に通行できる空間を確保するため、生活道路等の整備を推進する必要がある。

②道路施設等の防災・老朽化対策【建設部】

- ・橋梁等の道路施設について、法令に基づく定期点検を実施しており、策定した各施設の長寿命化修繕計画に従い、老朽化対策を実施する必要がある。
- ・災害時の道路交通を確保するため、老朽化が著しい橋梁の架替等を推進する必要がある。
- ・災害時の電柱倒壊等による道路閉塞を回避するため、幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。

③交通事業者の業務継続体制の促進および関係機関等との連携強化【都市整備部】

- ・災害時において、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。
- ・鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替交通手段について関係機関との連携を推進する必要がある。

【想定】鉄道施設機能の停止

④鉄道施設・設備の強化【東日本旅客鉄道(株)秋田支社】

- ・東日本旅客鉄道(株)秋田支社では、災害による被害が予想される橋梁、盛土、トンネル等の定期的な検査を行い、必要に応じて補強、取り替え等の対策を実施することとしている。また、平時から、災害時を想定した警戒体制の確立、非常参集等の防災訓練の実施、災害時に必要な資機材の整備等に努めている。

【重要業績指標】

①道路整備状況の満足度（秋田市しあわせづくり市民意識調査）

68.7%(R1) ⇒ 69.6%(R5)

②無電柱化整備延長 10.6km(H30) ⇒ 12.0km(R5)

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

①電力施設・設備の強化【東北電力（株）秋田支店】

- ・東北電力（株）秋田支店では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

②災害時における石油類燃料の確保【総務部】

- ・秋田県石油商業協同組合秋田支部と「災害時における石油製品等の供給に関する協定」（平成23年6月）を締結しており、市内において地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合における石油製品および災害応急活動上必要と認められる資機材等の供給に係る協力を得ることとしている。

【想定】長期にわたりガス供給機能が停止する

③ガス供給施設・設備の強化【東部瓦斯（株）秋田支社】

- ・東部瓦斯（株）秋田支社では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、24時間365日の緊急出動体制を整えている。また、法令基準等に基づきガス供給設備を整備し、耐震性の高いガス導管の使用などガス供給設備の強靱化に取り組んでいる。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】上水道機能が停止する

①水道施設の耐震化・老朽化対策【上下水道局】

- ・水道施設、管路の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する必要がある。

【重要業績指標】

①配水幹線の耐震化率

55,790/80,259m 69.5%(H30) ⇒ 62,585/78,237m 80.0%(R5)

①送水管の耐震化率

50,018/80,711m 62.0%(H30) ⇒ 50,788/80,711m 62.9%(R5)

最悪の事態 4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【想定】下水道機能が停止する

①下水道施設の耐震化・老朽化対策【上下水道局】

- ・下水道施設、管路の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する必要がある。

【想定】農業集落排水施設の機能が停止する

②農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道局】

- ・老朽化した農業集落排水施設を公共下水道への接続や隣接処理区へ統廃合するとともに、残る処理施設については老朽化対策を推進する必要がある。

【想定】廃棄物処理施設の機能が停止する

③廃棄物処理施設の老朽化対策【環境部】

- ・廃棄物処理施設は老朽化が進んでいるため、施設整備計画を策定しており、この計画に基づき計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ①管渠改築達成率 43.1/132.0km 32.7%(H30) ⇒ 73.1/177.0km 41.3%(R5)
- ①ポンプ場・浄化センターにおける耐震工事実施率
3/6 施設 50.0%(H30) ⇒ 100%(R5)
- ③総合環境センター整備計画事業費(R1~R15)
127.24/3003.47億円 4%(R1) ⇒ 723.43/3003.47億円 24%(R5)

最悪の事態 4-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する

①電話施設・設備の強化【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・東日本電信電話（株）秋田支店では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保および帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を進めている。

②携帯電話設備の信頼性向上【（株）ドコモCS東北 秋田支店】

- ・（株）ドコモCS東北 秋田支店では、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロールお

よび自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。

③災害時用公衆電話の事前配備【総務部】

- ・指定避難所において、災害時に使用できる公衆電話を配備する必要がある。

④災害時優先電話に関する対応【総務部】

- ・自家発電設備によらず使用できる電話を設置する必要がある。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【想定】市内の企業活動が停止する

①企業における業務継続計画の策定促進【産業振興部】

- ・市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。

最悪の事態5-2 コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】コンビナート等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する

①コンビナート防災訓練への参加【総務部】

- ・コンビナート等の施設における防災訓練に関係機関として参加していく必要がある。

②石油コンビナート防災訓練の実施【消防本部】

- ・石油コンビナート地域における災害は、災害態様や活動環境が特殊であり、専門的知識を持つ事業所関係者や自衛消防隊との連携を含めた組織的な活動を行わなければ対応が困難となることから、特定事業所等において連携訓練を実施する必要がある。

③石油コンビナート災害対応資機材等の整備【消防本部】

- ・石油等の危険物災害は、爆発や急激な燃焼拡大、放射熱等による受傷危険があるほか、十分な量の消火薬剤がなければ対応が困難となることから、隊員の安全を確保する装備や活動に要する資機材等を計画的に整備する必要がある。

【想定】重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する

④重要な産業施設の防災関連事業への協力【総務部】

- ・重要な産業施設における防災関連事業に関係機関として協力していく必要がある。

最悪の事態5-3 商工業等の産業の停滞

【想定】市内の商工業等の産業が停滞する

①商工業における業務継続計画の策定促進【産業振興部】

- ・市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及、啓発に努めていく必要がある。

最悪の事態 5-4 農林漁業等における生産活動の停滞

【想定】市内の農林漁業等における生産活動が停滞する

①農業用施設の保全管理【産業振興部】

- ・災害による農業用ハウスへの被害を軽減するために実施する補強、防風ネット設置等の取組を推進する必要がある。
- ・大規模乾燥調整施設等の管理者に対し、老朽化対策や適切な維持管理を働きかける必要がある。

【重要業績指標】

- ①補強等の実施面積 0ha (H30) ⇒ 0.22ha (R5)

目標 6 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【想定】農業用ため池が決壊又は機能不全に陥る

①農業用ため池ハザードマップの作成および周知【産業振興部】

- ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、県、ため池管理者と連携しながらハザードマップを作成し、地域住民に周知を図る必要がある。

②農業用ため池の保全管理【産業振興部】

- ・老朽化等により、漏水、クラック、断面変形などが認められるため池について、県、ため池管理者と連携しながら、補修、補強等を進める必要がある。

【想定】ダム放流による浸水被害が発生する

③県有ダム施設における放流情報の確認【総務部、市民生活部】

- ・大雨時にダム管理事務所（旭川、岩見ダム）からの放流情報を確認し、対象となる市民サービスセンター等に情報伝達を行い、必要に応じて住民への周知を行う必要がある。

【重要業績指標】

- ①防災重点ため池ハザードマップ作成数 0 ヲ所 (H30) ⇒ 146 ヲ所 (R2)

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

①農業・農村の多面的機能の確保【産業振興部】

- ・防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。

②農業水利施設の保全管理【産業振興部】

- ・基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）の計画的な保全を図るため、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。

③森林整備に向けた計画的森林施業の推進【産業振興部】

- ・森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に向け、自然条件を踏まえつつ、多様で健全な森林への誘導を図る必要がある。

④治山対策【産業振興部】

- ・集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、山

地災害危険地区の周知に加え、土砂崩れなどによる人家等への災害を防止する局所的な治山対策を行う必要がある。

【重要業績指標】

- ①日本型直接支払実施面積（中山間地域等直接支払）23ha(H30) ⇒ 29ha(R5)
- ②日本型直接支払実施面積（多面的機能支払）5,307ha(H30) ⇒ 5,360ha(R5)
- ③雄物川地域森林計画書で定める間伐等の森林整備面積 8,359ha

目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

【想定】災害廃棄物処理が滞る

①災害廃棄物処理等の処理体制の構築・整備【環境部】

- ・秋田市災害廃棄物処理計画（平成30年10月）を策定し、災害廃棄物処理等の処理体制を構築・整備したところであり、災害時には、市民、事業者の協力を得ながら同計画に従って災害廃棄物等の円滑な処理を推進する必要がある。
- ・津波の影響が想定される汚泥再生処理センターについては、津波の影響を受けずに稼働が可能な内陸部の施設等に対して、協力支援を要請できるように尿処理に関する協定等を締結する必要がある。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない

①災害時の建設業との連携【総務部、産業振興部、建設部、都市整備部】

- ・一般社団法人秋田市建設業協会等と災害時における応急対策に関する協定（平成21年1月）を締結し、建設関係団体との協力体制を構築しているところであるが、引き続き建設関係団体との連携を図っていく必要がある。

②建設業の担い手の確保・育成【一般社団法人秋田市建設業協会】

- ・建設業就業者の高齢化とともに、若年者など新規就業者の定着が課題となっており、担い手の確保・育成のため、建設業の魅力の周知や効果的な研修を開催していく必要がある。

【想定】災害ボランティアの受入れが滞る

③災害ボランティアセンターの設置・運営への支援【福祉保健部】

- ・市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう支援を行う必要がある。

【想定】災害ボランティアセンターの運営に支障が生じる

④災害ボランティアセンターとの連携【福祉保健部】

- ・災害ボランティアセンターを円滑に開設・運営できるよう、平常時から市社会福祉協議会および関係機関と連携を図る必要がある。

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する

①地域の自治活動への支援【総務部、市民生活部、福祉保健部、消防本部】

- ・災害時においても地域の自治活動を持続させる必要があることから、平素から地域コミュニティの活性化を図るよう支援する必要がある。

②農村地域の廃校等を活用した交流施設の整備【産業振興部】

- ・地域コミュニティを維持できるよう、農村地域の廃校等を活用した交流施設の整備を進める必要がある。

③自主防災組織の結成促進

再掲 1-7①【総務部】

- ・自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。
- ・自主防災組織数の拡大と併せて、活動の充実および強化を図る必要がある。

④消防団への加入促進

再掲 2-3⑧【消防本部】

- ・社会情勢の変化等により消防団員数が減少傾向にあるため、積極的な広報活動により消防団員の加入促進を図る必要がある。

【想定】除雪を行う者が減少し、都市機能に支障が生じる

⑤除雪ボランティアの登録の促進【福祉保健部】

- ・除雪の担い手を確保するために、除雪ボランティアへの登録を働きかける必要がある。

【重要業績指標】

③自主防災組織率 759/1,021 組織 74.3% (H30) ⇒ 76.6% (R5)